

個人 ばく 露測 定講 習（※ 18）	講習範 囲が、告 示（※ 32）第1 条に定 める範 囲を満 たすこ と	講習時間 が、告示 （※32）第 1条に定 める時間 以上であ ることが 担保でき ること	講師については、登録省令 第1条の2の44条の19第 1項第3号の表の講習科目 の欄に掲げる講習科目に応 じ、それぞれ同表の条件の 欄に掲げる条件のいずれか に適合する知識経験を有す ることが確認できるととも に、動画作成者・監修者に ついて十分な知識又は経 験を有することが確認でき ること	実技講 習につい て講師と 同一場所 で対面 により実施 している こと	修了試験に ついて登録 個人ばく露 測定講習機 関の監視者 と同一場所 で対面によ り実施する こと	登録個人ばく露測定 講習機関が設定した 会場に集合して実施 することにより、登 録省令第1条の2の 44条の19第1項第 4号に規定する個人 ばく露測定講習の業 務を管理する者が個 人ばく露測定講習の 実施状況を把握する ことができること	受講者か らの質問 があった 際に、講 師が講義 中に適切 に応答で きるよう 双方向性 が確保さ れている こと	会場ごとに 50人以内の 受講者とし ていること	—	
------------------------------------	--	---	---	---	--	--	--	-----------------------------------	---	--